

徳島県規則第五十九号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成二十七年徳島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二項第七号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。